

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

電話網移行円滑化委員会

第3回会合 議事録（平成23年8月24日）

1. 日 時： 平成23年8月24日（水）10:00-11:30
2. 場 所： 総務省8階 第1特別会議室
3. 出席者： （委員）
東海主査、相田主査代理、石井委員、井手委員、北委員、長田委員
（総務省）
原口電気通信事業部長、安藤総務課長、古市事業政策課長、
二宮料金サービス課長、齋藤データ通信課長、
野崎電気通信技術システム課長、中沢番号企画室長、
木村事業政策課調査官、大村料金サービス課企画官、
山路電気通信技術システム課企画官、大内事業政策課課長補佐、
安東料金サービス課課長補佐、岡井消費者行政課課長補佐
4. 議 題： （1）電話網からIP網への円滑な移行の在り方について
（2）その他

○東海主査 おはようございます。定刻でございますので、情報通信審議会電気通信事業政策部会電話網移行円滑化委員会の第3回会合を開催させていただきたいと思っております。

前回は、3つの基本的な視座を持った上で、今後そこから導かれる個別の課題について検討を進めることを提案させていただきました。したがって、本日及び次回につきましては、既にご案内のように、今日は利用者対応という観点から、次回は事業者対応といった観点から、それぞれの焦点を絞り議論を進めたいと思っております。本日は利用者対応でございますけれども、これまで委員会の議論、あるいはヒアリングを通じて一定程度の議論がなされてまいりましたことから、利用者対応における各検討項目について、これまでの議論を踏まえた考え方の案を、事前に取りまとめるために提示させていただこうということにいたしました。これによって、今日は皆様のご意見をちょうだいして、利用者対応の議論の方向を少し前に進めていければと考えているところでございます。

それでは、資料の確認等も含めながら、事務局より今日の資料のご説明をお願いしたいと思います。

○大内課長補佐 わかりました。お配りしております資料でございますが、資料3-1「利用者対応の在り方等について(案)」と、資料3-2としまして「電話網の円滑な移行について」というのが本日の資料でございます。あとは、前回お配りした資料を再びお配りしております。本日事務局からは、資料3-1及び3-2をご説明したいと思います。

まず、資料3-1「利用者対応の在り方等について(案)」でございますが、ページをおめくりいただきますと、本日は「1. 総論」ということで全体にかかわる議論、また、「2. 利用者対応」ということで利用者対応に特化した議論の2つご紹介したいと思います。

ページをおめくりください。2ページ目でございます。「1-1 中継網の移行に伴う、今後のネットワークの在り方について」ということで、電話網からIP網への円滑な移行を実現することが重要な課題であるとの点を踏まえ、今後のネットワークの在り方についてどう考えるか。これにつきまして、考え方の案でございますが、今後の移行先の一つとされるNGNについては、2008年から第一種指定電気通信設備に指定されていること、NTT東西が「概括的展望」を踏まえて、IP網への移行について責任を持って進めていく考えを表明していることからすれば、NGNが今後多様なサービスを効率的・安定的に提供することが可能な基幹的な中継網としての役割が期待されると考えられる。こうした認識をもとに、PSTNからIP網(現時点ではNGNを想定)への計画的移行を通じ、電話網の円滑な移行を実現していくとの観点からは、今後NGNがPSTNの基本的役割を受け継いでいくとの考えに立った上で、中長期的なスパンでさまざまな取組みを速やかに検討し、遅滞なく実施していくことが必要であるとも考えられるのではないかとしております。

続きまして、3ページ目でございますが、課題としまして、前回主査からお示しいただきました「継続性」、「予見性・透明性」、「発展性・柔軟性」といった3つの基本的視座について、今回考え方の案の中で多少書き下したものをお示ししております。まず、「継続性」でございますが、利用者が過度の追加的負担なくIP移行後も現状の利用形態を可能な限り継続できるような環境づくりが求められるのではないかと。また、これまでPSTN上で競争的サービスを提供してきた事業者に対し、NGNにおいても公正競

争環境を確保していくことが求められるのではないかとしております。

続きまして、「予見性・透明性」についてでございますが、NTT東西は、IP化に向けた移行計画を明瞭かつ早期に提示することにより、代替サービスの開発・選択を通じた自主的な移行を促進するとともに、関係者間での積極的な協議を通じて課題の解決を図り、円滑な移行を確保していくことが求められるのではないかとしております。

最後に、発展性・柔軟性につきましては、利用者ニーズを踏まえつつ、上位レイヤを含む多様な事業者の参加を促す柔軟な展開が求められるのではないかとしております。

続きまして、4ページ目でございますが、中継網以外に移行計画に関係すると考えられるその他のネットワークについて、前回アクセス網とモバイル網といった2つのネットワークをお示ししておりますが、それぞれにつきまして考え方の案を示しております。

まず、アクセス網でございますが、巻き取りの年限が異なるアクセス網との間で移行の時期が異なることはやむを得ない側面があります。他方、NGNとFTTHは連携して機能していることから、NTT東西が中継網を移行させる過程でアクセス網の光化が進展することが不可避な側面もあります。こうしたことから、利用者の利便性の低下を防ぎ、移行に対する予見性・透明性を高める観点から、アクセス網のFTTHへの移行の円滑化に向けた方策についても検討が求められるのではないかと。2段落目でございますが、メタル回線がすべて巻き取られるまでには一定の時間を要すると考えられるため、今後一層の競争環境の整備や魅力的なサービス展開の実現等の積極的な方策を通じて、光ブロードバンドの促進を図っていく必要があるのではないかと、しております。

続きまして、モバイル網の在り方でございますが、モバイル網につきましては、これまで固定ブロードバンドが担ってきた大容量通信の一部を代替する環境が整備されつつあるとの意見も示されている。他方、スマートフォンに代表されるサービスの大容量化に伴い、回線容量が不足するおそれから、固定ブロードバンド回線へのオフロード等が検討されていること等、新たな課題への対応も必要となっている。こうしたことを踏まえ、今後モバイルブロードバンド環境の変化がNGNにおける競争環境の整備や移行後の代替サービスの在り方等に与える影響について分析していくことが求められるのではないかと、しております。

続きまして、5ページ目でございます。1-2としまして、NTT東西が公表した移行計画であります「概括的展望」についてでございます。このページでは、当該展望についての評価、また、円滑な移行の促進策について課題を挙げております。

まず、「概括的展望」に対する考え方でございますが、中継網の移行を計画的に行っていくことは肯定されるべきではないか。その際、予見性・透明性の確保により過度の負担や移行時の混乱を回避する観点から、一定の移行実施期間を確定し、早い段階で周知することが有効ではないか。他方、計画の継続的検証及び必要に応じた改定が求められるのではないか。また、移行スケジュールの妥当性を判断するに当たっては、交換機の保守限界等のハード面のみならず、周知期間、移行実施期間等のソフト面についても総合的に勘案することが求められるのではないか、としております。

続きまして、上にA、Bという形で積極的移行と受動的移行についての考え方を再び挙げておりますが、積極的移行に対する考え方でございます。中継網の発展性・柔軟性も確保しつつ、可能な限り積極的な移行を促すための環境を構築していくべきではないか、としております。

続きまして、ページをおめくりいただきまして6ページ目でございます。関係者による協議、合意形成の在り方についての課題を挙げております。まず、協議の必要性でございますが、中継網の移行について関係者が現状認識や課題を共有することは、予見性・透明性の観点から有効であり、円滑化に資するのではないか。また、計画を調整することが可能な早期の段階から協議を開始することが望ましいのではないか、としております。

続きまして、協議の体制及び協議における合意の内容等でございますが、まず、体制につきましては、NTT東西に加え接続事業者や関係省庁（総務省）といった幅広い関係者が参加する形が適当ではないか。また、協議により得られる合意の具体的内容については、本審議会答申で示される予定の方針に基づき、関係者間において移行計画に関する共通理解を醸成するために必要な事項を設定した上で、関係者間の役割分担や費用負担の在り方について、今後とるべき対応を明らかにしていくことが重要なのではないか、としております。

以上、総論でございまして、続きまして、7ページ以降は「2. 利用者対応」でございます。8ページ目をおめくりください。まず、「円滑な移行に向けた取組について」ということで、現状の認識及びそれを踏まえた取り組みについて課題を挙げております。まず、考え方でございますが、周知の必要性につきましては、予見性・透明性を高め、円滑な移行を実現する観点から、一般の利用者及び法人の利用者ということで下記のような利用者像を挙げておりますが、そうした像を共有しつつ、十分な期間を置いて利用

者周知等の対策を適切に講じることが求められるのではないかとしております。

続きまして、周知以外の取り組みの必要性でございます。周知により移行の必要性を理解した利用者が、実際に移行に向けた行動を起こすためには、あらかじめ代替サービスや低廉な端末等に関する情報が開示され、選択可能な環境を整えていくことが求められる。そのため、具体的な移行対策を策定・実施することが必要であり、多数の利用者を効率的に移行させる観点からは、例えば以下を含む多様な取り組みをパッケージ化した包括的対策を講じていくことが求められるのではないかとということで、求められる取り組みを例示しているところでございます。

続きまして、9ページ目をおめくりください。引き続き、「円滑化な移行に向けた取組について」ということで、こちらでは最終局面における取り組みですとか、その他必要な取り組みについて課題を挙げているところでございます。考え方案でございますが、まず、移行の最終的な段階の取り組みとしまして、特に移行への理解を得にくい利用者に対して、一定程度計画的な移行を行う必要が生じる可能性がある。こうした場合に、何らかの形で一步踏み込んだ対応を行うことが求められるのではないかとしております。続きまして、その他の取り組みにつきましては、先行する大規模サービスの廃止等の事例においてどのような対策が有効であったかという点について分析を行い、知見が得られる場合には適宜活用することも求められるのではないかとしております。

続きまして、10ページ目でございます。NTT東西が「概括的展望」で示しておりますサービスの分類についてでございますが、課題のところでございますとおり、中継網の移行後も提供を維持するサービス及び移行に伴って、もしくは移行に先立って提供を終了するサービスがそれぞれ示されているところでございますが、これにつきまして、サービスの分類の妥当性、または分類見直しの可能性を含めた今後の検討の在り方についてどのように考えるかということで課題を挙げております。

考え方案でございますが、まず、サービス分類の妥当性でございます。サービス分類は、保守限界といった客観的な数値に基づいている場合には一定の合理性が認められ、移行に際して利用者の理解の得やすさにつながることも考えられることから、NTT東西は分類のもととなる考え方等について可能な限り公表することが求められるのではないかとしております。続きまして、サービスの分類を見直す可能性でございます。現在分類の対象となっているサービスについて、その社会的役割や利用実態等を定点的に把握することを通じ、将来的に必要な応じて分類自体の見直しを行う可能性を排除せず、

検証を続けていくことが求められるのではないかとしております。

続きまして、11ページ目及び12ページ目は、移行後も維持されるサービス及び廃止されるサービスについて、それぞれ課題を挙げているところでございまして、まず、11ページ目の維持されるサービスでございます。課題が2つにまたがっており、まず上の課題でございますが、提供が今後維持されるサービスについて、その品質や料金負担等の提供条件が必ずしも明らかになっていないことに関する課題について、どのように考えるかということで挙げております。考え方案でございますが、継続性の観点から、移行後も維持されるサービスが真に利用しやすいものであることが重要といえるのではないかと。維持されるサービスの提供条件について明確化を図り、移行の周知時に積極的に案内していくことが求められるのではないかと、としております。

続きまして、局給電に関する課題でございますが、考え方としましては、利用者がみずからの端末に関し局給電による通話が可能かどうか認知していない場合が多いことも踏まえ、周知の在り方を含め対応すべき課題を整理していく必要があるのではないかと。ということで、現在別途行われております検討会における検討の状況もご紹介しているところでございます。

続きまして、12ページ目でございます。「廃止されるサービスに係る課題について」ということで、サービスを廃止する場合に、廃止までに十分な期間を置いて利用しやすい代替サービスが提供されることが重要と考えられるが、円滑な移行を促進する観点からどのような対応をとることが有効か。他方、代替サービスが提供されない場合に、当該サービスの利用者から理解を得にくい事態も想定されるが、この点についてどのような対応をとることが有効かということでございまして、以下、代替サービスが提供される場合とされない場合に分けて考え方の案を示しているところでございます。

まず、代替サービスが提供される場合の考え方でございますが、予見性・透明性の観点から、利用可能なサービス等に関する情報が適切に提供されるようにするとともに、より多くの利用者に対し自主的な移行の選択を促すための環境を整えていくことが適当ではないかと。また、移行に伴う利用者負担をできる限り小さくすることが重要な課題の一つと考えられることから、端末等の取りかえ工事代金や代替サービスによる支払額の上昇といったコストを可能な限り抑制するための継続的な努力も求められるのではないかと、としております。

続きまして、代替サービスが提供されない場合の対応でございますが、代替サービス

の有無、提供条件は円滑な移行を確保する上で大きな要因となることから、NTT東西は早期に今後の見通しを明らかにすることが求められるのではないかと。また、代替サービスについては、NTT東西だけでなく他事業者を含めた競争環境下で多様なサービスが選択可能となることが望ましい。多様な主体による多様なサービスの提供がなされる環境を整備することが求められるのではないかと、としております。

続きまして、13ページ目でございます。「廃止されるサービスに係る課題について」ということで、主に光回線契約を代替サービス利用時に要する場合の課題を挙げております。考え方案でございますが、代替サービスの利用に際して新たに光回線の契約が必要となる場合には、その工事等について利用者からの理解を得にくいことも予想されるため、利用者周知や訪問工事の弾力的な実施等について検討することが求められるのではないかと。また、代替サービスの提供条件によっては、単にサービスを代替するという観点からは必ずしも必要のないサービスの契約を求められる場合もあるため、代替サービスの提供に当たっては、既存のサービスを当てはめるだけでなく、今後の移行に即して提供条件を工夫すること等が求められるのではないかと。さらに、雑居ビル、ペンシルビル等においては、工事困難なケースも想定されることから、NTT東西等の事業者は早急に対策困難が想定される地域・対象建物を把握し、個別訪問等による利用者周知等について検討することが求められるのではないかと、としております。

以上、資料3-1についてご説明しましたが、続きまして、資料3-2でございますが、基本的には参考資料という扱いでございますし、前回お示ししたスライドも多いことですので、新たに今回追加した資料を中心に簡単にご紹介だけさせていただければと思います。

まず、1ページ目でございますが、「今後のネットワークの在り方について」ということで、3つの基本的な役割の今後の在り方の案を示したものでして、既に前回お示したものでございます。

続きまして、2ページ目は「アクセス網の現状」ということで、光アクセスの整備状況及び光アクセスサービスの利用率について現状をご紹介しているものでございます。

続きまして、3ページ目でございますが、ITUの勧告に基づいて想定されておりますエミュレーションとシミュレーションについての概要をお示しした絵でございます。

続きまして、4ページ目は「モバイル通信の現状」ということでございまして、モバイルの役割の増加、トラフィックの増加といった関連するデータをご紹介しているもの

でございます。

続きまして、5ページ目でございますが、「概括的展望」における移行スケジュールとサービスの分類でございますが、既に前回ご紹介したものでございます。

続きまして、6ページ目でございますが、「利用者の移行状況について」ということで、可能な限り自発的な移行を促すべきではないかということ、上のグラフにつきましては既に前回お示ししているところでございますが、これにあわせて、今回加入電話の契約者数推移ですとかブロードバンドの契約者数推移を参考情報として下に掲げているところでございます。

続きまして、7ページ目でございますが、「インターネットの利用動向」ということで、年齢別の利用率、どういった端末からどういった回線を利用しているかといった関連するデータを紹介しているところでございます。

続きまして、8ページ目でございますが、現在のPSTN及びNGNにおける基本的なといいますか、代表的なサービスの料金をご紹介したものでございますが、上の表につきましては既に前回お示ししておるところでございますが、今回参考としまして、主要3社の携帯料金プランの例を挙げているところでございます。

続きまして、9ページ目でございますが、料金プランの多様化の実施例ということでございまして、本年6月1日からNTT東日本が開始しております「フレッツ光ライト」という2段階制の低利用者向けの新たな料金プランをご紹介しているところでございます。

続きまして、10ページ目でございます。こちらは、現在も行われておりますNTT東西による事業者間協議をご紹介しているところでございますが、基本的な情報につきましては前回既にお示ししているところでございますが、今回は左下の開催状況、今後の開催の予定ですとか、その右側に書いてございますが、各回に予定されております議論のテーマを追加でお示ししているところでございます。

続きまして、11ページ目でございます。こちらは、NTT資料を引用しておりますけれども、利用者アンケートに基づく利用者の現状認識についてご紹介しております。加入電話からIP電話への変更の意向の有無等について、また、その背景となる考え方について調査したものでございますが、こちらにございまして、約8割が現状からの変更を希望していないという中で、その理由について、料金負担への懸念、変更手続の手間等に対する理解不足といったものが主な要因として挙げられております。ただ、

実際に変更してみたところどういったことがわかったかというところ、料金の安さですとかサービスの維持・継続性に対する満足度が高く、一度利用し始めると意外と不満は少ないといった実態が浮き彫りになっているところがございます。

続きまして、12ページ目でございますが、「NTT東西のサービス終了に向けた取組み」ということで、既に前回ご紹介しているところがございます。

続きまして、13ページ目でございます。1つの例ということで、「地上デジタル放送普及促進における周知例」でございますが、これまでの時系列に沿って、どういった主体がどういった周知を行ってきたかということをご紹介しているところがございます。上のグラフでございますとおり、メーカー、販売店、関係団体、放送事業者、国、地方公共団体等多様な主体による多様な周知が行われてきたといった状況がおわかりいただけるかと思えます。

続きまして、14ページ目は「これまでの大規模なサービス移行・導入工程の例」ということで、前回お示したところがございます。

続きまして、15ページ目でございますが、「維持又は廃止するサービスの分類について」ということで、ほぼ既にお示した資料のままでございますが、5ページ目でお示しましたNTT東西の「概括的展望」における3つのタイプのうち、第3類型と申しますか、2025年以前に廃止すると言われているサービスについて、どういった考え方で終了が予定されているのかといった点についてご参考としてお示ししているものがございますが、左側でございますが、関連する装置の寿命が来るといった点が1点目。また、右側でございますが、利用者数が着実に減少傾向にあるといった点をかんがみて、総合的に勘案して終了、もしくは廃止を会社として判断しているということがわかってくるかと思えます。

続きまして、16ページ目でございますけれども、NTTの資料をまた引用してございますが、OABJのIP電話についての利用者の意識と申しますか、先ほどお示したグラフと違いまして、積極的にIP電話に変更したい理由を取り上げたグラフでございますが、ここでございますとおり、料金が安くなる、通信品質がいい、緊急通報が利用できる、現在の電話番号や機器がそのまま利用できるといったことで、利用者になされたサービスへの変更を促すためには、利用中のサービスとの継続性・代替性が求められると言えるのではないかと考えられます。

続きまして、17ページ目でございますが、局給電についての資料でございますが、

前回お示ししたとおりでございます。

また、18ページ目、19ページ目にかけて、現在検討が行われております大規模災害等の検討会における公表済みの中間取りまとめの概要をお示ししておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

続きまして、20ページ目は参考資料でございますが、NGNのネットワークの信頼性がどのように維持されているかという点についてご紹介しているスライドでございます。

続きまして、21ページ目でございますが、「電気通信事業法の利用者保護の枠組み」ということで、前回既にお示ししたとおりでございます。

また、22ページ目でございますが、「これまでのNTT東西におけるサービス終了スケジュール等」ということで、既に前回お示ししたとおりでございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、23ページ目でございます。こちらは、またNTTアンケートを引用してございますが、工事に対する利用者の意識についてのデータでございます。まず、電話サービスの設備更改に伴う工事に対する意識でございますが、見ておわかりいただけますように、宅内機器の取りかえに抵抗が強いほか、作業員による訪問工事及び自身での工事等に抵抗があるといったことがうかがえるかと思います。また、訪問工事に対するユーザーの要望としては、時間指定を希望しているユーザーが非常に多いということございまして、ほとんどのユーザーがこういったことを希望していることがわかってくるかと思います。

最後に、24ページ目でございますが、「NGNのセキュリティ対策について」ということで、前回もご指摘ございましたが、NGN上でのセキュリティ対策について、現状例えばなりすましですとか不正アクセスの防止といった点で手当てがされていることを簡単にご紹介しているスライドでございます。

事務局からの説明は以上です。

- 東海主査　ありがとうございます。今日の利用者対応という問題の議論のためには、場合によっては総論的に事業者対応のこともきちっと踏まえながら議論しなければいけない部分もあると思います。したがって、必ずしもその枠の中でご議論してくださいという制約ではありませんので、ご了解いただきたいと思います。また、自由にご発言いただくという形もなかったわけではないのですけれども、時間の制約の中で議論を進め

るために、こういった形で資料3-1「利用者対応の在り方等について（案）」をご説明いただいたところでございます。また、資料3-2については、前回からの資料をつけ加えてわかりやすさを進めているというところでございます。そんなことで、基本的には利用者対応でございますけれども、いろいろな観点があろうかと思っておりますので、ご自由なご発言をお願いしたいと思っております。よろしくどうぞ。

○相田主査代理　　よろしいですか。大変よくまとまっていると思うのですが、私はややうっかりしていたというところもあるかもしれませんが、タイトルのところで「中継網の移行に伴う」とか、資料3-1だと5ページ目あたりに「中継網の移行」という言葉が出ていますけれども、今回の移行で一番大きな点は加入者交換機から収容ルーターに置きかわるというところだと思うので、たしかNTTはコア網、コアネットワークと言っているのに対して、中継網と言われると加入者交換機、あるいは収容ルーターより内側という印象になるので、中継網という言葉があまり適切ではないのではないかなと。NTTの言葉をそのまま使うのであったら、コア網という言葉を使ったほうが少なくとも私にはしっくりくるころなので、ここはずっと中継網という言葉を使っているのは、何か理由があるのではしたっけ。

○大内課長補佐　　もしご意見があれば、柔軟に考えたいと思います。

○相田主査代理　　素朴なイメージとして、中継網というとインターフェースなり最下位の収容装置より内側というイメージだと思うので、加入者交換機からIP系の収容ルーターに置きかわる、それに従って多分加入者線のプロトコルも変わらざるを得ないというのが今回の一番のあれだと思うので、中継網という言葉はあまり適切ではないのではないかなという気がします。

○東海主査　　ありがとうございます。用語の問題ですので、今後の議論の展開も踏まえて、最終報告書の中で適切な用語を見つけ出していこうということでよろしゅうございましょうか。

ほかにいかがでございましょうか。どうぞ。

○北委員　　前回はお休みして申しわけございません。この資料を前回の資料も含めて読ませていただいて、非常によくまとまっていると思います。

それで、ほかのところにも関係していますけれども、今日の資料3-1の5ページの積極的な移行をいかに促進させるかということなのですが、ヒアリングのときにも私が最後に感想として思わず言ったことは、本来のIP網、NGN網へ移行するユーザーの

メリットが全然打ち出せていない。ユーザーさんからも、何でIP網に移行する必要があるのかという声が上がっていたことに私はショックを受けたのですが、コア網の話は直接エンドユーザーさんが触れない世界であって、先ほどの資料にあった2Gから3Gへのマイグレーションであったり、今般のアナログテレビからデジタルテレビへの移行なんていうのは、エンドユーザーさんにとってハードウェア、携帯端末であったり、テレビの受像機そのものが変わるということもあって非常にわかりやすい。かつ、2Gから3Gへの変化は、速度が速くなりますとか、ユーザーにとってもわかりやすかった。アナログ、デジタルの転換に関してはちょっと微妙だと思うのですが、本質的にテレビがアナログからデジタルに変わることのメリットをほんとうにユーザーが理解していたのか。ちょうど大型テレビへの買いかえと軌を一にしているということで、大型テレビイコールデジタルテレビというイメージも持たれながら、関連業界のプレーヤーも、アナログからデジタルに転換することによって、端的に言えば受像機が売れてもうかるという話も当然あるし、さらに、アナログからデジタルに関しては、周波数を移行することによって、空いた周波数帯を、逼迫する携帯電話に使うために、携帯電話事業者であったり、応援団というのでしょうか、関連するさまざまなプレーヤーもアナログからデジタルに変えようという空気を醸成してきたので、いろいろありましたけれどもここまで来たのかなと。

翻ってIP網、NGN網への移行は現時点でユーザーさんにとって直接的にどんな見え方があるのかというと、フレッツに入るのかあるいはフレッツネクストに入るのかぐらいで、それによって何ができるのかというと、「ひかりTV」が見られますとか、ほんとうにそのぐらいしか目立ったメリットがない訳です。コア網の移行の最大のメリットを享受するのはむしろ事業者そのものであって、もともとの交換機の寿命もありますけれども、よりセキュアで強度な認証やQoSが確保できるとか、もちろん運用コストも下がるはずということを提供者サイドとしては期待して取り組んできているわけですが、それはユーザーにとってなかなか見えにくい。

だから、何をやらなければいけないのかというと、これは多分アナログからデジタルテレビへの変換に匹敵するような非常に大きな取り組みになりますので、コア網を転換することによるユーザーメリットはもちろん、この上で事業を展開する事業者さんのメリットに伴って、何か新しいサービスが展開され、新しいデバイスが登場し、それによって潤うメーカーさんといった応援団をつくっていかないと、遅々として進んでいかな

いのではないかなという感想を持っています。ですから、初心に立ち戻って、当初言っていたはずのNGNに移行するメリットとか、こういうことができるという新しい付加価値の部分について業界を挙げてつくり込んでいかないと、なかなかしんどいマイグレーションになるのかなと思います。

○東海主査　ありがとうございます。実は今日の最後のときに、私は一言そういった点をお話しさせていただこうかなと思っておりましてけれども、1枚紙の参考資料のように、前回この委員会でこういった見方、考え方で整理してよろしいかという私論を差し上げたところでございますが、継続性というのはわかりやすく、これまでと仕組み、ネットワークが変わるわけですから、それを受け継ぐもの、廃止するものについてきちんとした形でもってスムーズにやっていかなきゃならないといった意味でしょうし、予見性・透明性というのは、まさに利用者に対してわかりやすさを保ちなさい、わかりやすさだけじゃなくて、しっかりとした先の予測を持てるような方向を保ちなさいということで、どちらかというに進んでいく道にいろいろな障害が出てくることに対して、滑らかに整理をなささいということに着目点があるのですけれども、ちょうど今北委員がお話しされたことは、こういったことをすることによってさらに発展性・柔軟性といいましょうか、もっとよいものが出てくるはずですということがなければ魅力がないわけです。単純な技術的な切りかえというはずではないわけです。

それが、国が言っているところの光の道の構想でもあると思います。社会がもっと発展する、展開するときちゃんと説明していかないといけないのでしようということで、私たちの委員会はそのあたりはあまり積極的には今までしてこなくて、どちらかという障害を取り除こうという動きが強かったんですけれども、私はこの報告書の中でも最終的にはメリットみたいな、発展性、これまでできなかったことができるんですとか、今ちょうど北委員がもっとうまくおっしゃっていましたが、そういったことについて、NTTさんもご自身の仕事としてビジネスでやっていくわけですから、機会があれば一回説明してくださいということだろうと思うし、それを受けとめる事業者の方々も、協議会の協議の場で自発的にやっていただくことも大いに結構ですが、先ほどのスケジュールを見ますと、まだまだ展開が遅いという気もいたしますので、私どもの委員会は年内でございますから、先行してそういったことの整理についてもお示しするという役割を果たしてもいいのではないかなと思ひまして、私も今の北委員のご発言のような感じを持っていたということでございますけれども、何かそのあたりでほかの委員の方。

○長田委員　　すいません。

○東海主査　　どうぞ。

○長田委員　　私自身は、今、北委員のお話を伺いながらふと思いついたのですけれども、
どんだんいろいろなものを利用したいと思っている普通の人にとって、今回の移行はむしろ古い水道管やガス管は寿命が来たので取替えですという感じなのではないかと思います。だから、移行に際して利用者に余計な負担が生じたり、今まで受けていたサービスとは違う水が流れてくるとか、例えばガスが天然ガスに変わったときのガス機器の変換という、別に我々は負担していないという感じで考えたいというところがあります。それが地デジのように、光の道もそうですけれども、こんなことができます、あんなことができますといろいろ言われていたことのほとんどが、これまで実現できていない。

なので、もしこんな発展があると今お二人がおっしゃったものがあるとすれば、それは必ず実現するもので、かつ、いずれ、いつかではなく、すぐ身近なところで実現するものでなければならないだろうと強く思います。なので、この中で積極的な移行と消極的な移行の利用者がいるだろうというのは当然そうで、積極的な移行の人たちのかなりの割合は移行しようとしているし、光を使ったりしていると思います。全体にIP化しているのではないかと思います。なので、そうじゃない人たちはかなり消極的利用者だけが残っているのが現状ではないかなというところをきちんと見据えながら、もし将来の約束をするのであれば、かなりの実現可能性が必要だと思います。

それと、細かく幾つか思ったことを申し上げたいと思います。気がついた順みたいな感じでばらばらで申し上げますが、まず、8ページの周知の必要性はほんとうにその通りです。そういうわけなので、移行に際して、サービスを受けていた一般利用者がどうしても光に入らなきゃいけないとかいろいろな影響が出てくる場合があるので、とにかく早い段階でなぜ移行なのかということ、つまり機器の寿命だということをきちんと話をしていくことが必要だろうと思いますし、周知の必要性の2.の法人利用者のことなのですけれども、「大口利用者との協議実施等の丁寧な対応を通じて」と書いてありますが、もちろん大口利用者との協議の実施はとても大切だと思いますけれども、多分消極的利用者になっていこう小口利用者への対応をより早目に、丁寧にやっていくべきではないかと思いますし、大口利用者とはちょっと違う切り口が必要になるのではないかと思います。

それから、9ページの一番下の「その他の取組」のところは、圧倒的に地デジの体験

をきちんと把握して今回生かしていくということが大切じゃないかと思います。だから、「資するような知見が得られる場合には」と消極的な感じで書いてありますけれども、きちんと把握して活かしていく。同じ省内ですので、それはぜひやっていただきたいと思います。

それから、その上のところで「ダイレクトメールや電話連絡等による個別の周知」と書いてありますけれども、地デジのところを確認していただければいいと思いますが、なかなか効果は上げられないのではないかなという気がしますので、もうちょっと立ち入ったやり方がないのかぜひ研究していただきたいと思っています。

それから、11ページの局給電のところは、停電時の局給電による通話という表現は一般の人はなかなか分からないと思いますので、もうちょっと表現をわかりやすくしながら、停電の時に電話が使えない、使えるためにはどうすればいいかということを中心に、とお伝えしていくとともに、使えるようにする場合に、基本的にあまり違和感のない仕組みというか、過度な仕組みで負担が非常にあって、それで何とか地震のときに使えますというものでないような端末なり、アダプターか何かをいろいろつけるのかわからないのですが、あまり複雑な仕組みじゃないほうがいいと思います。

それから、一番下に出てきている大規模災害のところなのですが、「検討を踏まえ、適切な対策が講じられるべきではないか」ということはほんとうにそうだと思いますけれども、ここに利用者の声がきちんと反映されているのかどうか私は疑問に思っておりますので、そこは何とかやっていただきたいと思っています。

それから、13ページ目の一番下のペンシルビルとか雑居ビルのところは、地デジもほんとうに苦労したところだと思いますけれども、NTTさんの場合は契約で個々のいろいろな情報をお持ちだと思いますので、かなり早い段階から個別訪問が有効になるのではないかと思います。

とりあえず以上です。

○東海主査 後半のほうでいろいろと全体の細かいチェックをいただいて、大変ありがたかったかと思っておりますが、最初におっしゃられた古い水道管の取りかえであるという理屈で物を考えるべきか、あるいはもう少し発展的なものを取り込んでいくべきかというのは、姿勢の問題、報告書取りまとめの方向として大変重要なところなのですが、ほかの委員の方からももう少しご意見をいただければありがたいと思っております。相田委員、いかがでしょうか。

○相田主査代理　私もどちらかというとも長田委員と同じあれで、先ほどありました地デジなんかでも、もちろん総務省さんとかがいろいろ広報されたパンフレットの中に何でデジタル化が必要か書いてはあるのですけれども、その必要性を認識して、理解、賛同して地デジに対応したかというとも、必ずしもそうじゃないと思います。だから、もちろんちゃんとお示しするにしても、理解を期待してやってもらうということにはあまりこだわりの必要はないのかなと思っています。とにかく専門家がちゃんと検討して、IP化が妥当であるとして移行計画を決めて、2025年には全部電話が切りかわりますから、それに備えてこういうメニューがありますので、ぜひこちらにするほうがお得ですという感じで上手に誘導してあげることが大事なのであって、IP化されるとこんなことができるようになりますという過度な期待は、かえって与えないほうがいいのかなど。

ただ、もちろんこれまでも、それから今回も多分そうだと思いますけれども、何かあるたびにPSTNの交換機のソフトを開発できる部隊がない云々ということで、新しいサービスが最近まともに開発されてこなかったという経緯がありますから、そういうのを踏まえて今後そういうのがやりやすくなりますということでもって、IP化が妥当だということはもちろんご説明すべきだと思います。かつ、先ほどデータにもありましたように、実際に移行した人で不満を持っている人はあまりいないわけですが、私も、IP網に変わった途端こんなことができますという形でのプロモーションは、かえってしないほうがいいのかなどという気もいたします。

○東海主査　ありがとうございました。ほかの委員の方、いかがでしょう。

○石井委員　私もどちらかというとも水道管の変更の方かなと思っています、変更するに伴って損がないようにというのが最低ラインであろうと思います。ただ、積極的な移行も促したいという記述がありましたので、嘘のないレベルでこんなメリットがありますという形でうまく誘導しつつ、最低ラインは移行に伴って損がないような形にするという考え方になるかなという印象を抱きました。

○東海主査　いかがですか。

○井手委員　別のところで。

○東海主査　事務局から何かございませんか。

○大内課長補佐　いただいた意見を踏まえて、今後の取りまとめに向けて検討してまいります。

○東海主査　ほかの点でいかがでございましょうか。どうぞ。

○井手委員　では、別の観点で質問をさせていただきます。全体的な内容については、文章的にはよくまとめられていますし、今後は「求められるのではないか」とか「ではないか」という言葉について、いろいろ検討していくことについては異論ありません。

その上で、ご質問なのですけれども、6ページの関係者間の合意形成なのですが、当然一斉にNGNに移行していくという過程で必ず必要だとは思いますが、そのときに、資料3-2の10ページでNTT東西によって事業者間協議を実施しているというペーパーがありましたが、それと「協議の必要性」というところの協議の体制・合意内容はどういう関係にあるのか少しわからない。資料3-1の6ページの考え方の2ポツのところですが、「協議により得られる合意の具体的内容については、本審議会答申で示される予定の方針に基づき」云々とありますが、今我々がここで検討している内容は、役割分担とか費用の負担の在り方についてまで答申で書く必要はない。つまり、方向性だけを示して。この委員会で何を具体的に議論するのかなど。あとは、我々の委員会の下に協議の場を設けて、そこで具体的に検討するという理解でよろしいのかという点についてお聞きしたい。

○大内課長補佐　現時点で申し上げられることとしましては、考え方で示しておりますのは、本委員会における検討とNTT東西が進めております協議が有機的に連携していくことの必要性について、なるべく中立的な表現に気をつけて書かせていただいておりますが、この委員会または審議会の場でどこまで踏み込んだ結論を出していただくのかという点については、まさに皆様にご議論いただくことであろうと思っておりますし、そこで合意が得られたものから順次答申に反映させていただいて、それが協議の場でもしっかりと生かされるような形での有機的な連携を期待しているということでございますので、現時点でこの委員会で決めるべき事柄もしくはその濃度について、我々で特定の考え方を持っているわけではございません。

○東海主査　これも、これからの委員会での整理のために大変大事な議論だろうと思えます。NTTと利用事業者というのでしょうか、具体的な利用者が細部にわたっていろいろな協議を進めていくということは、これからどんどんやっていただくことが望ましいと思うし、しかしながら、共通的なことに限らないで、もっと個別の問題にも対応していかなきゃならないという状況になってくるのであろうと思っておりますし、時間的にも、委員会やら審議会の議論よりもずっと先までこの行動は続けられていくのではないかと思います。

そういう意味で、我々がここで議論すべきことは、例えば費用負担の問題などを含めて考え方、在り方論をある程度整理しておく必要性があって、そのベースを持っていて、NTTと事業者の協議が具体的に展開されれば、落ちつきどころがそれなりのものになっていくという方向性をねらっているのではないかなという気がしておりますので、年内に私どもがまとめるべきものは、事業者間協議の結果云々ということにかかわらず、本来あるべき論をきちっと整理していくことが重要ではないかとまとめていただいたのではないかと私は理解しておりますが、井手委員、いかがでしょうか。

○井手委員　今の点でよろしいですか。ということは、資料3-2の10ページに書いている事業者間協議はNTTが自主的にやっていることなので、それとは関係なく協議の場を新たに設けて、そこでいろいろなことについて議論しましょうという考え方よろしいのでしょうか。

○東海主査　協議の場というと。

○井手委員　「協議の体制・合意内容等」というので、NTTが今やっているのとは全く関係なく、関係省庁と書いていますから、ある程度幅広い人が参加するような形で新たに協議の場を設けるというイメージでよろしいのかということです。

○東海主査　そこまでは言ってないですね。

○大内課長補佐　違います。そこまで想定しているわけではございません。少なくとも現在事業者間協議が行われておりますので、ここでの議論を見据えながら、この審議会の場で必要な方向性なり、まさに今東海先生におっしゃっていただいたようなあるべき論、在り方論について大きな枠組みを示していただくということはあろうかと思えますけれども、それを受けて、今のNTT東西の協議の場と別の協議の場は必ず必要だということまでこの資料の中で申し上げているわけでは全くございませんので、そこはご理解いただければと思います。

○井手委員　わかりました。

○東海主査　ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○石井委員　今の、方向性を示すときにどこまでブレークダウンしていくかというご質問とのかかわりなのですけれども、今日お出しいただいた「利用者対応の在り方等について(案)」の中で、優先事項は出したほうが良いのではないかと考えています。この資料は、全体的に反論の余地がないような形で、こうすべきではないかという抽象的な書きぶりになっていて、そうじゃないという意見は出てきにくいはずですが、これだけ

は最低限やっておくべきという優先事項は示したほうが良いと思います。

個人的には、スケジュール、今後の検討体制、移行に伴うメリット、デメリットがなるべく具体的に出てこない、報告書としてまとめるときに抽象的な書き方にとどまってしまうような気もしていますので、そのあたりをご検討いただければと思っています。

○東海主査 先生がおっしゃるように、優先順位は具体的にはどんな点かというのがもしあったら教えていただければと思いますけれども、いずれにしても、今日のこの資料は我々がこの委員会で議論するための材料としての書き方でございまして、そういう意味では、まだ結論の出ていないことをこんな形で書かせていただいているというところでございますので、我々の議論の内容によっては、最終報告書は一つの方向へ強くこういふことであるべきだという形でまとまっていくものが多いのではないかと。あるいは、消えていくものもあるかもしれないし、加えられるものもあるかもしれないといったところかと思っています。そんな理解をしておりますが、よろしゅうございますか。

○石井委員 はい。

○東海主査 もし優先順位で、どういったところをどういう風にとというのがありましたら教えてください。

○石井委員 例えば資料3-1の3ページで、私も考え方がまとまっているわけではないのですが、「NTT東西はIP化に向けた移行計画を明瞭かつ早期に呈示することにより」と書いてあるの部分について、いつまでに何をするというのがもう一歩出てくると良いと思います。いつまでに何をするというのがまず決まらないと、抽象的な議論にとどまってしまうような印象を受けましたので。私自身今これを優先すべきだという明確な意見を持っているわけではないのですが、今後の議論の進め方として最低限守るべきラインがもう一歩出て欲しいと考えた次第であります。

○東海主査 今先生がご指摘された部分は総論的に書かれた部分ですが、具体的な展開の中では、問題によって早くこのことがわからないと議論ができないという問題があったり、もう少し詰まっていかないとわからないという問題があったり、大きい、小さいもあったり。

○石井委員 そうです。これを拝見する限り、今日の段階では全部がフラットに読めるので、そういったあたりの色分けを少し。

○東海主査 おっしゃるとおりだと思いますので、NTTに早く方向性を見せていただかないと、私たちの議論の整理ができにくいということであつたら、場合によっては事

事務局といいたまいますか行政のほうにもお願いして、NTTさんにもう一度お話を伺わせていただかなきゃならないかもしれないと思っております。

ついでに申し上げますと、NTTが提示した分類という基準についても、どこでしたっけ……。

○長田委員 15ページです。

○東海主査 15ページですか。廃止されるものが一覧で示されたものがございました。これも、私は具体的な全部のサービスをよく知っているわけではありませんので、あまりなじみのないものもいっぱい取り込んできて、これが社会にとってどのような必要性を持つのかよくわかっておりません。

したがって、一括でこういうふうにしてほんと説明できるものなのか、あるいは1つ1つのサービスが社会でどんな役割をしてきたのか、だんだん需要が下がってきても、最終的にはかなり限定された利用者が残るということをどう判断するのか、1つ1つがどうなるのかというのは、具体的な展開ではかなり大事になってくるのではないかなと思います。場合によっては、そのあたりのことも少し詰めて整理していかないと、大ざっぱにぼんぼんと廃止、維持という形でもってくくられて整理してしまうことも、少し危険性があるかもしれないので、必要に応じて詳細の詰めを事務局にもお進めいただければありがたいと思っております。

それから、ついでに言ってしまうと、22ページですけれども、廃止されるサービスの終了スケジュールを見ますと、発表されてから実施までそんなに長くないし、1日であつという間にというものもありますね。ですから、こういった事情、状況とか、これによしとするものとそうであるべきではないものといった個別問題に対する対応についても、少し詰めていく必要があるのかなという気がいたしております。石井委員のご発言に乗った形で言わせていただきました。

ほかにいかがでしょうか。

○長田委員 よろしいですか。資料3-2の15ページの廃止するサービスで、先生がおっしゃったとおり、私もすべてのサービスがぴんときているわけじゃないのですが、DIAL104に関しては、事業部会で平成19年にたしか審議した覚えがあるものでして、番号案内の後そのままつなぐ、かつ、プラスして番号案内代が取られるのですけれども、それについての広告での告知が不十分だったということで、広告についての意見を別件で申し上げた記憶があるサービスです。

これは平成19年7月から始められていて、始めるときの通知には今後光電話での利用も準備でき次第始めますと書いてあって、始めたサービスが2025年以前に装置の寿命が到来するという説明は、私としては納得いかない感じがします。非常に短い間に寿命が来るようなもので、かつそれを更新する予定がないもののサービス提供を始めたのかなという気がしますし、平成20年から21年で多少落ちてはいますけれども、21年度末で223万接続あるものについてもやめましようとおっしゃっているのには、別の理由があるのかなという気もしますので、東海先生がおっしゃったみたいに、個々についてもう少し詳細な説明をいただければいいと思います。

- 東海主査 事務局はいかがでしょう。先々そういったことについて、あまり個別問題で1回1回やるのは大変ですから、一度整理して、適切な時期を見つけて説明をいただく時間をとっていただくのはいかがでしょうか。
- 大内課長補佐 ご要望がありましたので、そういった場がつかれるかどうか検討したいと思います。
- 東海主査 どうぞよろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。
- 石井委員 質問です。資料3-2の16ページの「IP電話に変更したい理由」で、前回私がセキュリティやリスクについての意見を申し上げたところなのですけれども、盗聴などに対するセキュリティが高いと思われるという人はいないのでしょうか。0なのでしょう。リスクばかりという話になるのかというあたりを。
- 大内課長補佐 一応0.0ということでございまして、おそらく実数としても0だったと思われまます。項目だけは挙がっておりますけれども、元データとしては0でございまして。
- 石井委員 そうすると、国民としては、不安は抱くけれども、セキュリティについてメリットは感じていないのではないかと。このデータからは、それがうかがえるという理解になるわけですか。
- 大内課長補佐 積極的に変更したい理由としてセキュリティの高さを挙げた方が、この母集団の中にはいらっしやらなかったということだと思いますので、母数も98ということでございまして、このデータをどう評価していくのか、ここからどういった課題を抽出していくのかといった点については、まさにご議論いただければと思います。
- 東海主査 ほかにいかがでしょうか。
- 相田主査代理 すいません。

- 東海主査　　お願いします。
- 相田主査代理　　今の点に関連して、「故障時等におけるサポートがよさそうだから」は0.6と書いてあるのですけれども、上にN=98と書いてあって、母数98に対して0.6となると、どういうことなのかよくわからないのですが、これは何かおわかりになりますか。
- 大内課長補佐　　確認させていただければと思います。申しわけないです。
- 東海主査　　どうぞ。
- 北委員　　これはNTTさんのアンケートですよ。
- 東海主査　　そうです。
- 北委員　　前のページにもありましたけれども、どういうユーザーアンケートを、だれを対象に、どういう地域で、どういうリテラシーの方にとか、我々も調査会社なのでこれ以上は言えませんけれども、総務省さんなりが、もう少し信頼できる公的な調査を実施したほうが、我々の方針を考える上での参考になるかなと思います。
- 東海主査　　おそらく事務局も、時間があればそういうことに対応したかったということです。おっしゃるとおり、アンケートというのは非常に危険な道具にもなり得るところですので、注意深くきちんとチェックしていかなきゃいけないかと思っております。今後やるかどうかは別といたしまして、それにかかわれる対応を。要するに、実態をしっかりつかむということでしょうから、アンケートに限るかどうかは別ですけれども、そういうことをフォローしていただければそれにかわっていくわけですから、今おっしゃったことは大変大事なことでございます。
- ほかにいかがでしょうか。
- 北委員　　それから、私自身最近勉強不足で申しわけないのですけれども、イギリス、韓国等海外のコア網のマイグレーションの最近の状況や、どんな議論が行われているということも含めて、我々も調べてみますが、事務局でも調べていただきたい。これまでの資料にありますでしょうか。
- 大内課長補佐　　特段資料化はしてございません。
- 北委員　　ほかの国のまねをするというわけではないのですけれども、実際にどんな進展ぐあい、日本のコア網のマイグレーションペースは世界でどのぐらいのところにいるのか。きっと現時点でも、ユーザーベースで言えば先頭を走っているのではないですかね。

- 原口電気通信事業部長　はい。
- 北委員　ほかの国も、一体何年ぐらいまでにマイグレーションをかけようとしていて、きっと同じような課題に直面しているはずなので、参考にできるところは参考にしたほうが良いと思います。
- 東海主査　これも我々の議論にとって大変大事な資料になりますので、可能な限りということで事務局にお願いできればと思います。
- 大内課長補佐　わかりました。
- 相田主査代理　よろしいですか。
- 東海主査　はい。
- 相田主査代理　ただいまの件に関して、私もうろ覚えでしかないのですけれども、IP化がかなり……、ごめんなさい、あれは違うな。IP電話の普及かな、高いのはフランスです。

それで、実際のネットワークがどうなっているかというのとは別に、例の接続料的には、資料3-2の3ページの真ん中のエミュレーション方式というのでしょうか、ネットワークは全部IP化して、UNIのところではおそらくメタルで、PSTNコンパチブルプラスADSLを提供するという想定のもとでモデルをつくって、接続料をはじくという国がヨーロッパ等でかなり増えてきているようです。そこにある考え方は、ネットワークが従来型のPSTN技術でつくってようがIP網で提供されていようが同じ市場であるということで、最も効率的な設備は現在ではIPを使ってつくることだということではじいている国が多いようですけれども、実際のネットワークの移行がどれくらい進んでいるかということについては、私もあまり正確に把握できてないです。

- 安東課長補佐　この点に関しては、もともと「光の道」構想の議論の中でも、各国において国家政策としてのブロードバンド促進が掲げられていることを紹介させていただいておりますところ、我が国においても同様の方向で進めているところでございます。いくつかの国においてはネットワークのIP化は国家目標として進められており、各事業者、例えばイギリスのBTなどにおいても、コアネットワークを「21CN」というIP網へ置き換えていくという方針を公表しておりました。これについては、直近の情報によりますと、コストの問題等によって「21CN」の実現についてはBTが一旦方針を凍結というか、IP網への計画的な移行について少し方針を見直しているという情報がございすけれども、IP網への移行はそれぞれのペースで進んでいるということ

でございます。

接続料の算定に関しましては、IP網とPSTNを一緒に扱うという国もあります。総務省のLRIC研究会などでもヨーロッパの例として紹介されているところですが、実際の現物として存在するIP網とPSTNを接続料算定上一緒に扱うという例は、実はそれほど多くはないのではないかと、つまり理想としてのIP網を観念し、PSTNをそれと置き換えて接続料をはじいていく例が見られるということもLRIC研では出させていただいております。日本のように、IP網、つまりNGNとPSTNの2つが別に現存し、2つの接続料が算定される中で、両者の接続料をどう移行させていくかを考えるかという例があるかは、可能な限り確認してまいりますが、この日本のようなケースは一番問題が顕在化しているケースではないかと感じられるところがございます。

- 東海主査　みんなが同じだという意味ではなくて、動きが先行して何かの方策をとられたということが明らかなものについてできるだけ調べていただければ、我々の議論の参考になるだろうという意味でございまして、日本はまだ接続料問題についてどうするかということが動き出し始めた段階ですから、ある国のものを参考にしながらということで、これから考えていく段階かなと思っておりますけれども、IP化、あるいはブロードバンド化という流れでどう動いたかということについては、各国いろいろな資料があるのではないかなという気がしております。よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

- 長田委員　よろしいですか。

- 東海主査　はい。

- 長田委員　資料3-2の10ページで紹介されている、先ほどお話に出ていましたNTT東西による事業者間協議の話なのですが、前回も30社の参加では足りないのではないかというお話も出ましたけれども、9月9日に2回目と粛々といろいろなテーマについてのお話し合いが進んでいくわけですが、どれだけの数の方々に参加してもらえるのかということが大切になってくると思うのですけれども、東京で1回ずつこうやって開催するという形がほんとうに適当なのか。

むしろブロックに分けていろいろな地域で、かなり小さい事業者さんも含めて接続していらっしゃる事業者さんが参加するような形にしていくというような、目標値をちゃんと決めて参加者数を増やしていくという設定をしてぜひ進めていただかないと、今の

段階で関心のある方だけで協議が進んでいくことになってしまうのではないかと非常に心配しますので、意見ですけれども申し上げたいと思います。

○東海主査 この委員会でそういう方向をどうこうということではないでしょうが、N T Tさんにはどうぞお伝えいただければありがたいと思っております。ただ、今後の周知ということに関しては、総論的に私たちの立場できちっと整理していかなければならないということは言うまでもないところでございます。

ほかにいかがでしょうか。

○井手委員 よろしいですか。

○東海主査 お願いいたします。

○井手委員 ちょっと細かいことなのですけれども、資料3-1の12ページで「廃止されるサービスに係る課題について」ということで、考え方の2番目のポツのところですが、「代替サービスが提供されない場合の対応」ということで、代替サービスが提供されないというのは、先ほどの資料3-2の15ページに「維持又は廃止されるサービスの分類について」というのがありますけれども、こういうサービスについては基本的に設備が寿命なので代替サービスはないという理解でよろしいのでしょうか。

というのは、代替サービスが提供されない場合に、NGNのオープン化によって多様な主体によってサービスが提供される環境を整備する必要があるのではないかとということが書かれていますけれども、NGNに変わっても、N T Tはサービスを提供しないかもしれないけれども、競争事業者でサービスを提供する可能性もあるという理解でよろしいのでしょうか。その辺がよくわからないので。

○東海主査 事務局はいかがでしょうか。

○大内課長補佐 2点ご質問をいただきましたと思いますけれども、まず、こちらに書いてございますいわゆる第3類型でございますが、2025年以前に廃止されるサービスが代替サービスのないサービスということなのかという点については、そういったサービスが多いのではないかと考えられますけれども、完全に個別のサービスについて整理されているわけではないということかと思えます。N T T東西の発表は、昨年11月の時点でI P技術によって代替サービスが提供されているものもあれば、されていないものもあるということで、そういう意味ではまだらな形での計画が提示されていると思いますので、今後当然サービスがさまざま出てくる中で、代替サービスがあるもの、ないものの分類もおそらく変わってくることは想定されますし、現時点でははっきりとした区

分がされているわけではないということかと思えます。

2点目は、考え方の整理の案の中で、多様な主体による多様なサービスの提供は、N G N上でさまざまなコンテンツ事業者ですとか接続事業者が多く参加することによって、必ずしもN T T東西による代替サービスが提供されない場合であっても、多種多様なサービスの競争環境が整備されていく中で、代替サービスが出てくる可能性もあるのではないかということで、一般論として現時点における一つの想定を書かせていただいているところでございますが、この点についての考え方、是非等については、まさにご議論をいただければと考えているところでございます。あくまで現時点での一般論としての考え方を示したということかと思えます。

○東海主査 加えて、先ほど申し上げたとおり、N T Tさんにもう一度精査していただいて、もう少し詳細な対応について情報を得たいということもお願いしておきたいと思っております。よろしくお願ひします。井手先生、それでよろしいですか。

○井手委員 はい。

○東海主査 ほかにいかがでしょうか。

○相田主査代理 この件に関して、代替サービスの定義というのでしょうか、従来と同じ機器を使って何とかなるものを代替サービスと言っているのか、それとも、N T Tのサービスメニューには入ってこないけれども、利用者側がアダプターのようなものをどこかで買ってきてやれば、ほぼ同じような機能が実現できるのは代替サービスに入るのか入らないのかとか、そこら辺の整理ももう少し必要なのかなと。

多分N T Tさんとしては、N T Tのサービスメニューにはもう載っていませんということだと思うのですが、第三者がちゃんとI Pプロトコルでそれに似たような機能をできる箱を開発してくれれば、かなりそれに近い機能が提供できる。例えば信号監視通信みたいなのは、かわりの機能をだれかがとにかく開発してやらない限り、多分警備会社さんとしては商売ができないので、何らかの意味でのあれはされるのであろうと思うので、その整理ももう少し突っ込んだものが必要になるのかなという印象を持っております。

○大内課長補佐 まさに相田先生にご指摘いただきましたが、代替サービスがどういったものなのかという点については、個々のサービスごとに今後明確化が図られていくと思いますけれども、例えば信号監視通信について申し上げますと、N T T東西からの合同のヒアリングの場におきましても、現時点での代替サービスの例として、フレッツ光

サービスを利用しながら、その他例えば伝送装置またはイーサネットに対応した終端装置等の機器の設置等が必要になるといった指摘がなされているところがございますので、端末、アダプター等を含めて具体的にどういったものが必要になるのかという点については、個々のサービスごとに一定程度の明確化が図られていくべきだろうと考えております。

○東海主査　よろしゅうございますか。

○相田主査代理　はい。

○東海主査　どうぞ。

○北委員　ということもあるので、さすがにこの場ですべてのサービスについてつぶさに見ていくわけにはいかないけれども、対応に関して幾つかの典型的な類型化されるものについて、ケーススタディ的な事例を題材として議論することが必要じゃないかと思えます。ちよろちよろっとサービスの名前が出て、これはこうですと終わっていくと、総論的な話で結局終わってしまいますので、その中間ぐらいのケーススタディ的な議論することが有効な事例について、二、三でいいと思うのですけれども抽出していただいて、ヒアリングで取り上げられた事例でもいいですし、取り上げられなかった事例でもいいと思えますので、NTTさん側の対応とユーザーさん側の意見も含めた形を出していただくと、それに対して有効な議論ができるんじゃないかと思えます。

○東海主査　全く同感です。先ほども申し上げましたけれども、今日の「利用者対応の在り方等について（案）」の中でもその点について触れておりまして、NTTが示した分類基準そのまま、大きくくり結論の方向性を整理するという形ではどうであろうかという投げかけをしていただいていますし、おそらくそれについての今日の我々の委員会の姿勢としては、もう少し具体的な展開の内容がわからないと、その点についての議論が進まないという皆さんのお気持ちだろうと思えますので、NTTサイドのいろいろな情報も得ながら、事務局で整理を進めていただければありがたいということです。よろしくお願ひしたいと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

○安東課長補佐　1点だけ、先ほどの海外の情報で、別途お配りすることになると思いますが、7月19日の競争政策委員会において参考資料を1枚つけてございます。こちらについて、固定通信市場だけのケースで比較をしていますが、FTTHサービスの契約数ということで整理しております。日本については、2011年3月末現在で2,0

23万契約という状況でございます。他方、フランス、イギリス、アメリカについて、おおむね2010年12月末現在のOECDのデータで推計した結果、フランスに関しては11万8,000契約、イギリスについては14万4,000契約、アメリカは連邦政府レベルのみですけれども、493万8,000契約ということでございまして、FTTHサービスのみに限って見た場合の規模感をお示しした次第でございます。

- 東海主査　ほかにいかがでしょうか。何か追加してご質問いただければ。
- 相田主査代理　今の件に関してコメントしますと、日本ではPSTNからIP網への置きかえとFTTHが一種セットとして議論されているわけですが、特にヨーロッパなんかはあまりそういうことはなくて、先ほどの土管じゃないですが、PSTN交換機をどんどんIPに置きかえていく、でも、ユーザーは従来どおりのメタルプラスADSLというところなので、FTTHではかるのは必ずしも適当ではないのかもしれないと思います。
- 東海主査　ほかにいかがでしょうか。
- 石井委員　質問をいいですか。
- 東海主査　どうぞ。
- 石井委員　今までと関係ないところの質問になります。資料3-2の21ページに「電気通信事業法の利用者保護の枠組み」とあって、26条に「契約締結に際して料金その他提供条件の概要について説明しなければならない」とあるのですが、そもそも回線を変えるというのは、契約条件の変更に当たってくるのでしょうか。確認させていただきたいのですが。
- 岡井課長補佐　26条の適用の有無につきましては、サービスの内容によるかと思えます。26条においては、提供条件の説明の必要がある事項が決まっておりますので、そういった事項に関係する場合ですと、変更の場合でも説明が必要になってくる。そうでなければ、説明がなくても構わないケースも存在すると考えております。
- 石井委員　回線を変えること自体は、契約の変更には当たらない。サービスが変わるところは、契約の内容の変更に当たると思うのですけれども。
- 岡井課長補佐　ご指摘のとおり、サービスが変わるような場合ですと、サービスのも提供条件に明らかに影響いたしますので、そういったケースですと説明が必要になるケースの方が多いと思います。
- 石井委員　回線を変えるというか、IP網に変えること自体については、影響はない

という理解でいいですか。

○岡井課長補佐 回線が変わることで、例えばアダプターが必要になるとか、追加料金が発生するといった場合ですと、料金の変更につながりますので、説明が必要になってくると思います。

○石井委員 わかりました。

○相田主査代理 よろしいですか。

○東海主査 はい。

○相田主査代理 先ほどの資料3-2の3ページの真ん中のようなケース、ネットワークの中は完全にIP化されているけれども、利用者との間のUNIと言っている、モジュラージャックの口で提供されるサービスが電氣的条件でも品質条件でも変わらなければ、利用者にとっての契約が一切提供条件が変わっていないとみなすことができると思いますが、ただ、下のようなケースで光ファイバーになったといたら、その途端に多分回線使用料等のあれが変わってくると思いますし、局給電の条件とかがみんな変わってきますから、この形になるのであれば当然契約変更になると思います。

○石井委員 契約変更になるのですね。

○東海主査 ほかにいかがでしょうか。おおむねご質問、あるいはご意見はいただけましたでしょうか。

○長田委員 すいません。

○東海主査 どうぞ。

○長田委員 素人の質問で恐縮です。局給電のところ、IP網に全部入れかわってメタルで収容されているケースの場合は、局給電はできるのでしょうか。

○相田主査代理 技術的にできるかといえば、できます。例えばということだと、NTTさんがその昔言っていたシステムみたいなのでは、お客さんの近くまで光で持ってきて、電信柱のあたりにバッテリーを持った装置を置くことでもって引き込みはメタルのままにして、電信柱のあたりにあるバッテリーから電源供給するという事で考えていらしかった。あの当時は、多分IPじゃなくてATMだったとは思いますがけれども、例えばそんな形で提供すれば、局ではないのですが事業者側から給電することは可能ですし、局からのメタルをそのまま残すということであれば、もちろんそれも可能だと思います。

あとは、光ファイバーの上に強力なレーザーでもって電力を供給しようとか、別に通

信経路を光にしたからといって、メタルを抱かせてそこで別途電源だけ供給したらいいじゃないかとか、アイデアとしてはいろいろありますね。もちろんそれによって、どういう値段で提供できるかとか、さっきありました時間的にどれぐらいもたせられそうかというのが全部違ってきますので、特に今回の東日本大震災の場合、3日間という長期の電源の停電がございましたので、それだけもたせるような技術は非常に大変だと思いますけれども、IP化だから自動的に局給電できないということでは決してないということだと思います。

○東海主査　ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

今日は、利用者対応の在り方についてご議論していただきました。お聞きしておりますので、とにかく散漫な整理になりがちな問題を事前に課題整理をしていただいておりますので、それに従ってご意見をちょうだいしたところでございます。そういう意味では、この委員会での報告書づくりに向けた問題意識については、大枠こういう形で整理を進めていくことで大きな漏れはないような気がいたしておりますが、そのあたりは特に長田委員などもう一度見ていただいて、何か見落としがないかどうかご意見をちょうだいできればありがたいと思っております。

ただし、細かいところに行きますと、先ほど来いろいろご注文も出ましたように、さらにいろいろなデータやら情報を得ながら話を進めていきませんか、結論の方向へ導くことが少し困難なものもあるということでもございましたので、今後の議論の中でぜひいろいろな情報の付加をしていただいて、話を整理していきたいと思っておりますのでございます。

おおむね委員のご意見は出尽くしたかなと思っておりますので、今日はこのあたりにいたしまして、次回は事業者対応という視点からご議論いただくことにしておりますが、日程等について事務局からお話をいただきたいと思います。

○大内課長補佐　次回会合でございますが、9月6日火曜日の10時から、総務省8階の第1特別会議室にて開催させていただきます。

○東海主査　場所等は後日ですか。

○大内課長補佐　8階の第1特別会議室をとっております。

○東海主査　失礼いたしました。今日は、第3回会合でございましたが、終了させていただきます。お忙しい中ありがとうございました。

(以上)